

第8日

令和5年12月8日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

一般質問通告書をお開きください。

それでは、日程に従い、7日に引き続き一般質問を行います。

それでは、3番飯田早苗議員の質問を許可します。3番飯田早苗議員。

（3番飯田早苗君登壇）

○3番（飯田早苗君） 皆様、おはようございます。3番議員の飯田早苗と申します。本日は忙しい中、傍聴においでいただきありがとうございます。また、インターネットで傍聴していただいている皆様、誠にありがとうございます。

早いもので、今年も残すところ1か月足らずとなりました。福岡県はコロナ禍前の2019年以来、インフルエンザ警報を発表いたしまして、特に子どもたちの間で非常に広がっているようでございます。県内1,381校の幼稚園、学校で学級閉鎖となり、本市におきましても4校で学級閉鎖をしております。インフルエンザ、コロナと同時にかかることもあるそうです。皆様におかれましては、つらい思いをしないように、お互いに予防対策を取っていきたいと思っているところでございます。

今回の質問は、次の2点について質問をいたします。鳥獣被害対策について、教員不足と働き方改革についてです。鳥獣被害対策については、今年の8月に認定農家さんとお話しする機会があり、今年の豪雨被害で農産物がやられ、「野生動物により農産物がやられている、たまらんばい」とのお声から、どうにかしないといけないと思い、質問いたします。

教員不足と働き方改革については、教員不足などにより、学校現場の大変な状況を聞き、先生方が頑張っていらっしゃる姿が市民に見えていない、また、教育委員会、学校、地域の連携、それがすごく大切だということを感じ、議員としてしっかり努力をしていきたいという思いで、今回の質問とさせていただきます。

さて、私は5月より議員として活動しております。一般質問3回のうち2回、最終日で最初の質問者であり、トリを務めることとなりました。私の干支は、とり年です。鳥には縁があるようで、本日は今年を締めくくる大トリを務めさせていただきたいと思っております。質問中、今も噛んでおりますが、質問中、噛んでも心を込めまして行っていきたく思いますので、どうぞ皆様よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、市政に関する質問は通告に従いまして、これからは質問席により質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

(3番飯田早苗君降壇)

○議長(小島清人君) 3番飯田早苗議員。

○3番(飯田早苗君) それでは、通告に従いまして質問を行います。今回の質問の順番を入れ替えまして、教員不足と働き方改革についてを先に行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、教員不足と働き方改革についてですが、2件、人員不足問題と働き方問題について質問をいたします。

まず初めに、人員不足について質問をさせていただきます。全国的にも先生が足りないという教員不足が大きな社会問題となっております。令和5年初めの時点で、不足の状況が1年前よりも悪化したと答えた地域が4割を超えたとのことです。令和5年度初めの時点で、不足の状況が1年前よりもとても悪化したということは、先生たちにとって非常に仕事が忙しくなり、働く時間が長く、授業だけでなく、部活動、保護者の対応など、とにかくやることがたくさんあることから、ちまたでは教員を希望する人が減ったことが原因となっております。現場の先生方も、先生が足りないからどうにかしてほしい、とにかく人が足りないという声が届いております。このような深刻な状況で、先生方が心身共に健康で、やりがいを持って働き、子どもたちと向き合う十分な時間が確保できるのでしょうか。本市における教員不足の現状はどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(小島清人君) 教育部長。

○教育部長(隈部敏明君) まず、小学校、中学校の教員の定数からお答えしていきたいと思います。朝倉市内の小中学校の令和5年度の教員の定数につきましては、養護教諭、栄養教諭も含めまして349名、うち小学校が210名、中学校が139名です。そのうち正規教員が306名、配置率としましては87.6%ということになっております。こういった状況の中で、定数不足についての教員の配置ということでございますけれども、教員の代替という言い方をして説明させていただきますが、臨時的任用教員、つまり教員免許状を持つ講師及び助教諭により補充されるものについてです。4月1日の時点では、講師の必要数は43名、小学校が22名、中学校が21名です。そのうち42名の講師を配置し、4月の新学期には全ての担任が配置できておりました。以上です。

○議長(小島清人君) 3番飯田議員。

○3番(飯田早苗君) では、年度当初の人数は満たしていたということですね。

それでは、途中で育休、産休、病休を取られる先生方もおられると思いますが、年度途中での定数は満たしていたのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長(小島清人君) 教育部長。

○教育部長(隈部敏明君) 年度途中でということがございますので、産前・産後の休暇

であったり、育休であったりといった状況についてお答えをさせていただきます。4月1日の時点では、産休、育休、病休の代替配置は全て対応できておりました。しかし、11月1日の時点での代替配置状況で申し上げますと、産休・育休者が14名のうち、未配置と申し上げますけれども、これが2名。代替配置を要する病休者5名のうち未配置が2名でございます。また、定数欠によります34名のうち未配置が1名となり、産休、育休、病休、定数欠での欠員未配置者は合計が5名となります。全て年度途中での休暇、休職及び退職によるものでございまして、全国的な教員不足や、なり手不足の上、時期的なものというものでございまして、配置に苦慮をしている現状でございます。

なお、近隣自治体についても同様に、教員確保に苦心を重ねているといった状況と聞いております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） それでは、今、5名足りない状態ということになりますね。それで、じゃあこの5名足りない状態で、学校としては、この不在のところ、欠員をどのような体制で回していらっしゃるか。その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育課長。

○教育課長（中村守康君） 欠員となりました方が、まず担任であった場合につきましては、担任が欠員ということは絶対にあってはならないことでございますので、学校におります主幹教諭、もしくは担任外の職務に就いている教員を、まず担任に充てることとしております。そういった形で、そこで空きました職については、管理職なり他の教員でカバーをするという形を取っております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今、お聞きしますと、本来、専科のほうに集中する先生や、校長先生、教頭先生とかも授業に入っていらっしゃるということですよ。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育課長。

○教育課長（中村守康君） 管理職についても、授業に入ることはございます。まず、教頭が入ることはございます。どうしても対応できない場合については、校長ということも過去にはございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 管理職にしても、専科の先生にしても、本来する仕事プラス、またあと1つの仕事を掛け持ちしているような気がします。学校の現場というのは、今、ずっと、毎年毎年、こういう状態が続いているのでしょうか。お答えください。

○議長（小島清人君） 教育課長。

○教育課長（中村守康君） ここ数年、講師不足の状況が続いております。年度当初につきましては、これまで全て、担任の確保なり、欠員補充できておりますけれども、年度途中につきましては、現在報告しているような状況が続いているということで、全てが埋ま

ることができないということが年度途中には発生しております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今、お聞きしましたところによると、非常に学校現場は大変な状態というのが思われる状態でございます。それで、育休とか産休は、事前に、ある程度の把握ができるので、事前に先生方、講師を見つけようという体制が少しでもできると思うんです。ところが、近年、病気休暇が非常に多い。多様化する業務の内容とかによって、教員自身の心身の状態とかが悪化して、病気になる教員が増えていると聞いております。病気の休暇の現在の状況、過去5年ぐらいの状況でお分かりになりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育課長。

○教育課長（中村守康君） それでは、まずお尋ねをいただきました病気休暇の状況でございます。本年度からの遡りでお話しさせていただきます。

まず、令和5年度につきましては、11月1日現在までですけれども、休暇取得者が14名、そのうち精神疾患による者が5名でございます。令和4年度につきましては、全体で15名、うち精神疾患による者が9名。令和3年度につきましては、全体で13名、うち精神疾患による方が9名。令和2年度が合計で10名、うち精神疾患による方が1名。令和元年度につきましては、合計で16名、精神疾患による方が7名でございます。

あと、付け加えてございますけれども、こういう休暇で、産休、育休の方について、計画的に取られるという状況でございます。年度当初からお休みされる方については、何度も申し上げておりますが、確保できておりますが、4月の時点で既に休みを取られるということが分かってある方につきましても、例えば5月や6月から休まれるという状況に対して、講師の方を見つける際に、4月から働けるのか、年度途中から働けるのかということで雇用内容が変わりますから、今の講師を探している各自治体で任用を頑張っている状況ですと、より年間を通じて働けるという状況に行かれがちということがありますので、なかなか年度途中からの雇用状態が厳しいということは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 年度途中で、非常に補充できる人材がないという状況であると思っております。特に、今、若い方がストレスを抱えて精神疾患になって、学校をお休みになるということが多いというふう聞いています。先生になるということで、希望を持って、せっかく先生になられた、そういう人材を潰すということがないように、教員の皆さまたちを、現場の状況とかも改善しながら、ストレスによる精神疾患を未然に防ぐための取組を今後進めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。一人一人の先生方が、非常に複数の業務が増えて負担になっているというように感じております。学校現場に、どのような状況があるとお考えでし

ようか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 学校現場においてどのような影響があるかといったお答えをさせていただきたいと思います。

休職等による教員の代替補充が十分でない状況下におきまして、教員におきましては、本来、教材研究等をする空き時間に他の学級の学習指導を行ったり、フォローをする児童生徒の数も増えたりといったことで、純粋に業務量が増加し、長時間労働となります。また、状況によりましては、管理職や主幹教諭が代替することもございますけれども、その場合、本来の職務である学校経営の補佐や校務の整理及び管理など、学校の中核を担う業務に加えて行わなければならない、学校全体に影響することも懸念をされます。さらに、児童生徒につきましても、教員自身に時間的な余裕がなくなり、子どもたちと向き合う時間が減るといったことで、学力面のみならず、道徳面や生活面においても、個に応じた支援や指導といったものが十分に得られなくなるといったことも想定されます。教育委員会としましても、教員不足の下では、教員・児童生徒共に十分な教育環境が確保できないといったことは承知をしておりますので、その解消に向けて取り組んでいき、健全な教育現場を目指したいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。今、部長がおっしゃるように、非常に大変な状態だというのは感じておりました。やはり本来時間を取るべき業務があるので、子どもたちとのコミュニケーションがなかなかできないんじゃないか、授業の準備とかもできない。そうしたら、子どもたちの学力への影響とか、授業の質の低下とか、先ほど言いました教員自身の心身状態の悪化とか、そういうふうな流れになってくるんじゃないかというのを懸念しております。

実は、今回、いろんな先生方から、会って、どうですかとか聞いたときに、「もう人が足りなくて、どうかしてくれ」という言葉しか返ってこなかったんです。それで、先生方に、どういう状況なのかというのをアンケートを取ってみました。それを一部紹介させていただきます。

私が聞き取った一部ですけれども、校務分掌に携わる余裕がなくなる。子どもたちと向き合うことに最大限の努力をしているので、時間外や自宅での仕事が生じている。先生不在のときには、先ほどおっしゃいましたけれども、主幹教諭、教頭、校長も頻繁に授業に入っているので、1人で複数の業務を兼任している。年休を取ったら、ほかの先生に負担があるので、年休を取りにくい。空き時間がありません。ですので、空き時間とかにテストの丸つけなどの仕事がなかなかできる時間がない。中学校に関しましては、生徒指導や生活指導に係る時間などに費やし、なかなか空き時間がないというふうな、同じようなことの結果でございます。先生たち、本当にあまり余裕がない状態と思います。

本市において、教員不足の解消に向けて、どのような取組をしていらっしゃるかということなんですけれども、例えば、PR、どういうふうな広報活動をしていらっしゃるかということをお教えいただければと思います。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 教員不足に対して、教育委員会のほうとしてどのような取組をしているかといったことでの答えをしたいと思います。

朝倉市におきましては、教員免許を持つ代替の教員、つまり臨時的任用教員を確保するため、講師登録制度を実施しております。市のホームページに登録志願書を掲載し、年間を通して登録を受け付けております。また、広報紙には、次年度当初の講師確保に向けて、毎年1月に掲載しております。ほかに教員OBに声をかける、朝倉市管轄の教育事務所や他の自治体、教員免許取得可能な近隣大学に問合せをする、教育実習生に次年度に向けて講師登録をお願いする、講師等の人材登録をしているNPO法人に依頼をするなどのことを実施しながら、臨時的任用教員を確保しているところでございます。

しかし、全国的な教員免許取得者数の減少や、なり手の減少にも伴い、年々確保が厳しい状況となっております。特に、年度途中の欠員補充につきましては、先ほど課長のほうが申し上げましたとおり、時期的にも見づらく、確保に非常に苦慮しているのが現状でございます。このような状況ではございますけれども、少しでも多くの臨時的任用教員を確保するため、ホームページ等での広報の充実や幅広い周知などをはじめとして、他の自治体の取組の状況も参考にしつつ、より効果的な方法を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 教育委員会の御努力に感謝申し上げます。引き続き、勸奨をしていただいて、学校現場が少しでも負担が軽くなるように、よろしく願いいたします。

次に、働き方改革について質問をさせていただきます。令和3年の2月から、本市におきまして、教職員の働き方改革の取組の指針が出ております。こちらを読ませてもらったんですが、時間の関係上、割愛しますが、中身が、長時間の勤務の改善、それと業務の見直しというのがポイントだと思っております。指針によりますと、時間外は原則月45時間、年としては306時間という、長時間労働の改善目標を掲げていらっしゃいます。令和4年度対象の評価、状況点検によりますと、時間外が月80時間を超える職員が非常に多いという報告がされていらっしゃいました。大体、令和4年度、1年前の段階で月80時間を超えるという割合は、どのくらいの割合でございましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 時間外の勤務が月80時間を超える教員の割合につきまして、令和4年度の分ということでの答えをいたします。令和4年度の年間平均としましては、小学校で8.1%、中学校では18.6%、小中合わせた平均としましては12.2%が80時間を超

える割合といったことになっております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 令和5年度の重点目標といたしましては、その月80時間を超える職員が10%以下という目標設定をされていらっしゃると思います。この改善の指針によりますと、令和8年度までの指針なんですけれども、令和8年度には5%まで持っていきたいというような目標設定をしてあります。この目標に向けて、今の平均からいったら12.2%、令和5年度の時点で目標を下げていこうということなんですけれども、月80時間を超えるということは、それ以上の職員さんもおられるということですので、しっかり学校現場の状態を見ながら、その辺のフォローも教育委員会としてよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。教員が足りない状況ということで、とにかく教育委員会のほうには学校に必要な定員を補充してほしいというのが現場の思いです。それで、市の雇用する支援員さん、これを増やしてほしいということなんです、支援員というのは、特別教育支援員とか不登校支援員、学習支援員、教員業務支援員などがあると思います。その中で、教員業務支援員にスポットを当ててお伺いします。この教員業務支援員、すなわちスクールサポートスタッフのことなんです、この意義についてどのようにお考えでございますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育課長。

○教育課長（中村守康君） 教員業務支援員の意義についてということでお答えをさせていただきます。教員業務支援員につきましては、その名称のとおり、教員の業務に対して、事務的業務や、これまでですとコロナの感染症対策等もございましたが、そういったことの業務支援を図るものでございます。こういうサポートをしていただける方がいることによって、先生が雑務から離れて、子どもたちに対して接する時間や、そういった本来必要な時間に取り組むことができるということで、いらっしゃれば役に立たれる必要な職であるというふうに捉えております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 本市において、この教員業務支援員は、今、何人ぐらい雇用されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 教員業務支援員の現状についてということでお答えをいたします。

令和2年度から令和4年度まで、コロナ禍において、その対応のために教員の業務が増えたということに伴って、教員業務支援員を各学校に1名ずつ配置をしていたといった実績がございます。ただ、令和5年度におきましては、新型コロナウイルスが感染法上5類に移行したということにより、配置をされていない状況でございます。ただ、その必要性については十分感じておるところでございますので、来年度以降におきましても、引き続

き教員業務支援員の配置を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） この教員業務支援員というのは、1校に当たり県からの補助金が出るということであります。文科省が出した通知によりますと、コロナ禍からこの制度というのがスタートしたんですけれども、今はやはりこれだけ教員が大変な思いをしていらっしゃるんで、そういうサポートする人を雇って、軽減をして、そして本来の教諭の職務を明確に、ちゃんと本来の仕事に集中できるような環境づくりをしようということで、積極的な配置推進が有効であると、この文科省の令和3年8月にそういう通知が出ております。これは教員の免許を持っていなくて、近くの方でも雇用ができるというような支援員でございますので、本年度はゼロということですが、ぜひ前向きに取り組んで、各学校の教員の方たちが少しでも本来の仕事ができるように、お取組のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、結びになるんですけれども、教育委員会のほうにいろいろお話をしていたら、教育委員会としても御努力しているのは非常に分かります。それで、業務の軽減に取り組むことを本当に積極的に働きかけていらっしゃると思いますが、休暇の代替の教員も見つからない状態で、学校内はどうにか回そうということで取り組んでおられる現状があります。人材育成、この要である学校教育において、学びの保障というのは非常に大切だと思っております。子どもの教育をいかにしていくかということは非常に大切ですので、先生方が疲弊しないように、学校現場の状況を早急にどうにかして行ってほしいと思っております。教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 教育長。

○教育長（早野展生君） まず、議員がアンケートを取られたということで、すみません、存じ上げておりませんでした。申し訳ございません。今、議員が申されましたように、現在の社会情勢の下、日本は多くの業種で人手不足というのが常態化しております。この教育現場におきましても、それは例外ではございません。特に、教育は知識であるとか、学力だけでなく、社会性や人間性を培わせる、言わば人をつくる根幹、これが特に学校教育がなす役目ではないかと考えております。未来を担う子どもたちに十分な教育環境を整えることは大変重要なことですので、そのためにも教職員の心身共に健康で、やりがいを持って働き、子どもたちと、じかに向き合う時間の確保、これを十分に確保することができますように、今後さらに、今、言われました働き方改革、そして教職員の人員の確保については尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。教育環境も多様化しております。教育委員会においては、学校、地域と連携をいたしまして、できる対策を全て行っていただき、

学校における先生方の労働環境を整えていただきますように強く要望いたしまして、質問を終わります。

では、次の質問に移ります。次の質問は、有害鳥獣被害についての質問です。これは9月議会において、時間の調整上、できなくて大変申し訳ございません。農林課さん、お待たせいたしました。またよろしく願いいたします。

野生動物による農業被害が非常に深刻でございます。福岡県では、農産物の被害面積は全国で10位、被害額は2位で、6億円にも上っているとのこと。本市においても、中山間地域では野菜や果物などの作物とか植林した杉やヒノキに大変大きな被害が出ております。市街地においても、感染症の危険を伴うアライグマなどの被害が問題となっております。最終的に、有害鳥獣被害を防止しないといけないという目的があります。9月の決算審査特別委員会において、実藤議員、堀尾議員からも発言がありましたように、有害鳥獣駆除は速急に取り組まなければいけない課題と考えます。

令和3年度から令和5年度の3か月計画で、久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、こちらで朝倉広域鳥獣被害防止計画を立てていらっしゃいます。本年度は、計画の最終年度となりますので、この計画に基づきまして質問を進めさせていただきます。

それでは、有害鳥獣による作物の被害状況についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） それでは、私のほうから被害状況について、まずはお答えさせていただきます。福岡県へ毎年報告しております野生鳥獣による農作物被害状況調査の平成29年度から令和4年度の6年間の被害額の推移についてお答えしたいと思います。

平成29年度の農作物被害金額につきましては、5,468万円、平成30年度は6,138万円、令和元年度は6,100万円、令和2年度は6,379万円、令和3年度は7,444万円、令和4年度は7,706万円と、少しずつ増加をしておるところでございます。鳥獣別の被害も申し上げますと、直近の令和4年度は上位から鹿が約3,400万円、イノシシが約2,900万円、アライグマが約670万円、カラスが約300万円となっております。鹿、イノシシによる果樹類の被害が特に大きく、中でも柿、梨の被害が大きい状況にありまして、次にアライグマに関する被害につきましては、これはブドウ、イチジクの被害、そしてカラスによるブドウ等の被害という状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。相当な被害が出ております。平成29年の災害から、どんどん被害額が増加していているという状況が今の数字で読み取ることができると思います。では、この被害額の根拠、どんな調査をして、この額を出されたか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 先ほど申し上げました被害額の調査の方法、算出の方法

ということでございます。こちらにつきましては、福岡県農業共済組合とJA筑前あさくらへ損害の報告を依頼いたしまして、作物ごとに県の被害算定基礎単価というものを基に被害金額を算出しておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。根拠が分かりました。

それでは、この広域鳥獣被害防止計画によりますと、その中から拾った数字になるのですが、令和元年度の作物被害の現状値というのは、広域全体の農作物の被害というのは1億4,370万円でした。同年度の本市の作物被害額は約6,100万円ということになっております。この数字から分かるように、広域全体の中でも、私どもの本市が占める割合というのは42%となっております。先ほど言ったように、高額である果樹のほうの被害があるということで、この数字が出てきていると思います。

それで、この作物被害を減少させるために、今、高齢化による狩猟者の減少対策というのが急務であると考えます。この課題に対して、この3年間、どのような対策を取って、結果として現在どういう状態になっているかというのをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは対策としてということでお答えいたします。

現在、狩猟免許試験の予備講習会受験料の経費のうち9,500円を上限としまして、国50%、市50%の補助を行っているところでございます。また、猟友会、県、市が協力して、各種講習会や研修会を実施して、部会員の確保に努めております。

その結果といいますか、部会員の推移について申し上げます。令和2年は119名、令和3年は115名、令和4年は113名、令和5年は10月末現在でございますけれども114名となっております。令和2年度から減少傾向にはありますが、何とか歯止めをしているような状況にあります。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。いろいろと広報あさくらに載せていただいていたりとかしていらっしゃるみたいで。猟友会の方々の新規免許取得者への声かけの依頼とか、被害が大きい山間部の方への声かけなどをしていらっしゃるということで、少しでも成果が出てくれればいいなと思っているところです。

次に、狩猟者への助成金とか駆除の報奨金、それについてお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは駆除費の内容ということでお答えさせていただきます。

まず、国から、鹿、イノシシに1頭7,000円などの支払いをいたしまして、これは国が補助金を県を通じて協議会へ支払うものでございます。そして、市からは有害鳥獣駆除委託料といたしまして、鹿以外のイノシシ、アライグマなどの駆除に対しまして、予算492

万3,000円を上限としまして、3部会、杷木、朝倉、甘木の3部会の捕獲実績に応じて案分を行い、支払いを行っているところでございます。なお、これにつきましては、捕獲実績により案分を行いますので、1頭幾らとはなかなか言えませんが、予算上の計算根拠を申し上げますと、イノシシ、アナグマを1頭5,000円などで計算を行っているところでございます。また、鹿の駆除業務委託料につきましては、鹿1頭につき1万円を支払っているところでございます。

また、駆除委員さんのほうの保険等の補助についても併せて申し上げますと、駆除委員さん、令和4年度につきましては84名でしたけれども、こちらにつきましては、狩猟者登録時に必要な保険加入費用1人当たり4,000円の支払いを行っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 先ほど、鹿の被害が非常に多いということで、大体、駆除の頭数とか、どのくらいでございますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） それではお答えいたします。

まず、鹿ですけれども、これが1,575頭。ちなみに、ほかの鳥獣につきましては、イノシシ1,043頭、アライグマ162頭、アナグマ181頭、タヌキ32頭を捕獲しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 猟友会の皆様とかには本当に非常に頑張らせていただいているということを感じます。

今、数字を聞きましたら、鹿の駆除は1頭1万円でしたよね。それで、11月1日発行の議会だよりで、令和4年度の決算、有害鳥獣駆除の委託費というのが492万3,000円と計上されていまして。今、捕獲個数、鹿の駆除の委託料からいったら合わないんです。それで、中身の内容がどういうふうになるのか分かりませんが、鹿を入れたところで、そういう決算の駆除委託費を載せるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） この件につきましては、大変誤解を与えてしまいまして申し訳ないと思っております。改めて申し上げますと、決算審査委員会では、先ほど申し上げました492万3,000円分と、鹿の駆除委託料の分、合計で1,575万円分を合計として報告をさせていただいております。そして、議会広報には、そのうち有害鳥獣の駆除委託料492万3,000円のみを掲載してしまいまして、先ほど言いましたように合わせて載せるべきだと思っておりました。今後は気をつけていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 分かりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、野生動物の温床となっている中山間部の樹園地等が、今、非常に荒れております。その管理体制とか山や畑の環境づくりの取組というのは非常に大切と思いますが、どのような取組をしていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 現在、高齢化によりなかなか難しいところはございます。対策も大事ですけれども、その前の予防策も重要であると考えておまして、現在、国庫補助事業を活用し、鳥獣のすみかとなる放置された樹園地を整備いたしまして、生息環境をなくす放任果樹除去活動を、令和3年度は宮野地区が30アール、令和4年度につきましては、山田地区、杷木穂坂地区、合わせて31アールを実施いたしまして、生息環境の管理を行っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。国庫補助を利用して、宮野、杷木地域のほうを、今、していらっしゃるということですので、それは非常に必要な、大切なことと思われまます。引き続きまたよろしくお願ひいたします。

それでは、今、広域で取り組んでいるものなんですけれども、広域でお互いに捕獲をする日というのを決めて、一斉にしているということをお聞ひしております。大体、年に何回ほど、何月ぐらいに、そういう捕獲体制をしてあるか、よろしかったら教えていただけませんか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 議員がおっしゃいますように、広域で捕獲を一斉に行うことは効果があると思っております。広域一斉捕獲というものは、年2回、秋季9月と春季3月に実施されております。「九州シカ広域一斉捕獲」という活動に近隣市町村であります筑前町、東峰村、うきは市、大分県日田市などの参加協力を行って実施されているのでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。引き続きまたよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。侵入防止柵の整備計画についてです。これは冒頭に言いましたけれども、認定農家さんから、朝倉市はワイヤーメッシュの柵の提案がないということで、ほかのところはあるのに何でだろうかという質問を受けました。この朝倉広域鳥獣被害防止計画の中身を見ていたら、ほかの市町村は確かにワイヤーメッシュ柵と電気柵という整備の対応になっております。ぜひ、今、鹿の被害が非常に多いですので、これを一気にというわけにはいかないかと思ひますけれども、予算を少しでも取っていただいて、ワイヤーメッシュ柵の導入は、これだけ7,700万円も、朝倉市は農作物の被害を受けておりますので、有効な手段だと考えますので、今後の導入の計画とかをしていただきたいんですけど、どのような計画になっているか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

まず、電気柵につきましては、朝倉市鳥獣被害防止対策協議会により無償貸与が行われております。令和4年度に朝倉広域鳥獣被害防止計画を変更いたしまして、ワイヤーメッシュにつきましては令和5年度からモデル地区として安川の千手地区にて、まずはこのワイヤーメッシュ柵を試験的に導入したところでございます。現在、この有効性について調査研究を行っておりまして、令和6年度、ワイヤーメッシュ柵の無償貸与について検討を進めているところでございます。

なお、農林水産省ではありませんが、鹿に関しましては、林野庁九州森林管理局福岡森林管理所のほうと朝倉市、猟友会の3者による被害対策協定を締結いたしまして、ワイヤーメッシュではありませんが、くくりわなの貸出し等により捕獲数の拡大を図っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今、ワイヤーメッシュ柵の試験的なところで、安川地区にしていたいただいと。一歩前進したと思います。これは非常に導入を早くしてほしいと、ほかの地区も思っておりますので、御努力のほうをよろしく願いいたします。

それでは、次の質問をさせていただきます。今後の取組計画、令和5年が終わって、また取組計画を立てていらっしゃると思いますが、そちらのほうをお尋ねしたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 朝倉市につきましては、議員おっしゃいますように、鹿、イノシシなど捕獲頭数も多くて、ただ、エリアも広範囲となっているところでございます。具体には、防護柵整備を中心とする侵入防止対策等、捕獲を行うためのわなの購入などを行っておりまして、朝倉市鳥獣被害防止対策協議会の予算も限られておるところではございますが、地理的状況を踏まえると、柵とわなによる対策が最適であるとは考えておるところでございます。また、先ほど議員がおっしゃいましたように、近年、住宅等への被害が多く報告されておりますアライグマが、県による優先的に防除する対象ともなっております。県開催のアライグマ防除対策協議会に朝倉市も委員として参加いたしまして、県防除実施計画を検討中であります。現在、わなによるアライグマ捕獲につきましては、狩猟免許等が必要であるものを、県主催の講習会を受講することによりまして、被害を受ける個人がわなによるアライグマの捕獲ができることになりまして、わなの設置者が増加することで被害拡大の抑止力となると考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。ほかの市町村の取組を見ましたら、ICT等を活用して、捕獲機器の導入とかで、センサーカメラ等を活用して駆除の実証によっ

て効率的な捕獲活動を実施しているところもあります。住宅地における鳥獣被害もひどいもので、これがなかなか駆除ができないということで、忌避剤とかいうことによって追い込みをするというような具体的な対策を取っていらっしゃるところもあります。

大分県においては、集落対策として、鳥獣害の対策アドバイザーの認定制度があったりして、この方たちが中心になって、次世代の新しい方たちを養成したりとか、集落の点検をしたりとか、そういうような活動をしながら地域を守っているということがありますので、参考のために、今、申し上げましたけれども、こういうのもぜひお考えいただいて、導入を考えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。次の質問は、鳥獣捕獲後のお肉の利活用についてでございます。有害鳥獣対策で被害をなくすというのは当然必要なことであります。そのお肉を捨てるのはもったいない。それをどうにか再利用する必要があるという認識の下、福岡県は、現在、特定鳥獣管理計画の一つといたしまして、捕獲した鹿とかイノシシを獣肉として利活用するというのを推進していらっしゃいます。この件について本市としてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 端的に言いまして、ジビエの活用ということでございます。こちらにつきましては、野生鳥獣の衛生管理に関する指針や福岡県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインというものがありまして、こちらに基づき食肉処理及び販売などの基準が定められているところでございます。このガイドラインによりますと、野生鳥獣を処理、販売するためには、食品衛生法の規定により、食肉処理業者及び食品販売業の営業許可が必要でありまして、また、食肉処理業者が販売する場合は、許可を受けた施設で適切な処理を行わなければならないということでございます。ジビエの利用を行うには、この条件に加え、施設の建設、運営母体の有無、維持管理、鳥獣の受入れに関する時間的制限、これにつきましては、止め刺しを行った後、30分から1時間以内ということで処理をしなくてはいけないということがございます。そして、市域面積が広い朝倉市においては、現状では困難であるというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 世の中の動きというのがございまして、資源を活用する、持続可能な社会をつくらうというような動きがございまして、近辺の市町村もかなりこれに乗り出しております。結局、本市においては、鹿の捕獲数1,500頭、イノシシにしても1,000頭以上あるような状態で、これを捨てるというか、埋設するという形で、どこかにしてあるのに、土地の確保、それに対する予算、金額、そういうのがかかっていると思います。そしてまた、いろいろ読んでおりましたら、埋設するという作業も非常に衛生的に大変だと。これも獲った方が埋設されているところもありますけど、高齢化が進んでできないというような実態もございまして。

それで、結局、そういう自然を生かして、SDGs、持続可能な社会をつくっていかうという取組として、結局、ごみとして資源を捨てるか。捨てればごみですよ。しかし、リサイクルをすれば資源となるということなんです。これは本市も、非常に先ほどからSDGsの取組というのを言っていますけれども、力を入れているところではないかなと思います。ほとんどが捨てられている、今、本市の現状で、何か利用ができないかという発想、そして世の中の動きは、そういうふうには持続可能な社会を目指していますので、この辺に関しての取組、考え、お金がない、衛生面、そういうことを考えて、ほかの市町村はそれをクリアしながらやっつけらっしゃるわけです。そこをいかに前に進めるために、どういうことをしたらいいかということを考えていく必要があるのではないかなと思っております。

1つの例として、これは2022年8月の日経新聞の記事なんですが、現在、警備保障会社のアルソックと農地見守りサービス拡充ということで、手を組んで、害獣を捕獲しているわけです。そして、それをジビエの商品化に取り組んでいると。福岡県は、今、ジビエというのを推進しておりますので、地域資源を活用しようということなんですけれども、福岡県ジビエの店ということ認定しているところがあって、このジビエの消費拡大を推し進めているわけでございます。県を挙げて、先ほどから何度も言いますが、捕獲した鳥獣は魅力ある地域資源として活用したいという考えでいるという記事でございます。朝倉市にも、2か店認定されているところがあります。

ですので、お隣の東峰村のほうのお話を聞きましたら、コロナによって加工場を造るという話が中断していたんですけれども、つい最近、立ち上がりまして、加工場を造るということで、前向きに取り組んでいらっしゃいます。本市としては難しいということですが、難しいと言ったら隣の東峰村さんは頑張っているんですけども、宗像市としても2市1町で捕獲の促進とか、被害軽減に向けた加工の処理場の整備が整って、今は宗像イノシシ肉という販売をしているところがございます。糸島のほうは、地域住民、九州大学、農協、行政、猟友会、民間が産学連携をしまして事業を展開しているということも聞いています。

やり方はいろいろあると思いますので、資源を活用するというような前向きの考えで、今後取り組んでいくということも視野に入れて考えていただければと思います。資源がそのまま、みすみす捨てられるというのは本当にもったいないです。その件に関して、またよろしくお願ひしたいところで、時間になりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（小島清人君） 3番飯田早苗議員の質問は終わりました。

以上で、通告による一般質問は終わりました。これにて一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。午前11時10分に再開いたします。

午前11時1分休憩